

北上市告示甲127号

令和7年度北上市にぎわい回復事業実施補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上市にぎわい回復事業実施補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、物価高騰の影響により減少したにぎわい及び売上げの回復を目指し、市内の商業団体が実施する共同売出し等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において「プレミアム商品券」とは、第3に規定する補助対象者が発行する商品券であって、第4に規定する補助対象事業において販売価格に上乗せした額面金額を特定の店舗に対する対価の弁済手段として使用できるものをいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の商店街振興組合、事業協同組合その他の市長が認める商業団体とする。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に実施する商店街のにぎわい及び売上の回復を目的とする事業とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 謝金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、広告宣伝費、委託費、使用料、賃借料及び会場設営費
- (2) 補助対象事業で使用されたプレミアム商品券の販売価格と当該プレミアム商品券の額面金額との差額
- (3) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、1の補助対象者につき100万円（複数の補助対象者が連携して補助対象事業を実施する場合は、100万円に補助対象者の数を乗じて得た額）を上限とする。

（補則）

第7 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。